

平成29年12月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 平成29年12月18日(月) 開会 午前10時 3分
閉会 午前11時34分

場所 第7委員会室

出席委員 新井一徳委員長

萩原一寿副委員長

飯塚俊彦委員、板橋智之委員、木下高志委員、須賀敬史委員、宮崎栄治郎委員、
井上将勝委員、菅原文仁委員、木下博信委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]

松本輝夫公安委員長、鈴木三男警察本部長、後藤秀明総務部長、
杉内由美子警務部長、千装次男生活安全部長、尾前健三地域部長、
布川賢二刑事部長、遊馬宏志交通部長、菊地道博警備部長、
鈴木幹男財務局長、佐伯保忠監察官室長、古田土等刑事部参事官、
近藤勝彦組織犯罪対策局長、丹下浩之警務課長、坪信孝生活安全部参事官、
大熊衛地域部参事官、新井共実刑事部参事官、松村雅彦運転免許本部長、
佐久間忠善交通部参事官、大塚健滋公安第一課長、松本晃彦総務課長、
平山毅会計課長、近藤佑一生活安全企画課長、
長嶋浩之子ども女性安全対策課長、齋藤正士少年課長、鎌田政由喜保安課長、
大村正幸サイバー犯罪対策課長、市村知孝地域課長、川上博和刑事総務課長、
倉林修身組織犯罪対策課長、小笠原正男捜査第四課長、鈴木久生交通企画課長、
結城弘交通規制課長、山田雅樹運転免許課長、田中秀樹警備課長、
塚本英吉危機管理課長

[危機管理防災部関係]

槍田義之危機管理防災部長、木崎秀夫危機管理防災部副部長、
目良聡危機管理課長、市川善一消防防災課長、齋藤忠俊化学保安課長、
普家俊哉危機管理課危機対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第107号	埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査(危機管理防災部関係)
防災における新技術の活用について

報告事項(危機管理防災部関係)
消防団の加入促進

【付託議案に対する質疑】

板橋委員

- 1 もっと早く改正すべきだったと考える。オリンピック・パラリンピック等がなければ、もっと先延ばしになっていたのではないかと。改正する理由について伺いたい。
- 2 対象業種が非常に広範囲にわたると思われるが、その考え方について伺いたい。
- 3 規制の対象業種が風俗営業等とされているが、どのような業種が該当するのか具体的に伺いたい。

捜査第四課長

- 1 暴力団対策法が施行され、警察対暴力団という形が形成されたが、暴力団排除対策を更に推進するためには、社会対暴力団という構図の下で進めなければならない。そのような考えから、平成23年8月1日に暴力団排除条例が当県で施行された。そして、施行から6年が経過したことやラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックの開催を予定していることを踏まえ、暴力団対策を更に強力に推進し、より安全で安心な環境を提供する必要があるということから改正するものである。
- 2 暴力団員から用心棒料や縄張り内における営業の容認の対償、いわゆる、みかじめ料を徴収される可能性が高い業種や、その利用者である客が暴力団員から不利益を被る可能性が高い業種を選定した。
- 3 対象業種は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる「風適法」に規定されている風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、接客業務受託営業のほか、食品衛生法に規定する飲食店営業となる。具体的には、風俗営業はキャバレーやパチンコ店、性風俗関連特殊営業はデリバリーヘルスやラブホテル、特定遊興飲食店営業はナイトクラブ、接客業務受託営業はコンパニオン派遣業、飲食店は居酒屋や食堂等が対象業種となる。

板橋委員

飲食店などの一般の事業者も罰せられるとのことだが、問題はないのか。

組織犯罪対策局長

このたびの改正は、事業者が暴力団を利用することや、金品等を供与することを禁止し、もって暴力団との決別を促すことを目的としている。なお、暴力団との関係を切りたいがために自首した事業者に対しては罰則の減免規定を設けている。

飯塚委員

- 1 大宮駅周辺の一部地域を暴力団排除特別強化地域と定めるとのことだが、県内全域を対象地域にすべきではないのか。
- 2 行政命令事務の迅速化とは、事務を公安委員会から警察署長に委任するということか。
- 3 弁明の機会を与えなくてもよいのか。

組織犯罪対策局長

- 1 大宮駅の乗降客数は県内最多で、駅周辺は風俗店や飲食店の密度が高く、県下随一の

繁華街・歓楽街である。そのため、暴力団員による犯罪や不当な要求がほかの地域よりも多い状況である。条例案では、行政命令を経ることなく即時に罰則を適用する直罰をもって強い規制をかけることから、当該地域の状況や規制の必要性等を勘案して、地域を指定して規制することとした。

- 2 青少年を暴力団事務所に立ち入らせることに係る中止命令については、現在、弁明の機会を付与し公安委員会決裁を経た上で発出しており、相当の期間を要している。そこで、より短い期間で命令を発出できるようにするため、事務の権限を公安委員会から警察署長に委任できることとするものである。
- 3 弁明の機会を付与しないことについては、一般の許認可の取消し等のような不利益処分とは異なり、社会的に不当な行為の禁止を命じるものであり、弁明の機会の付与を不要としても、違反行為者の法律上保護されるべき利益を侵害することにはならない。これは暴力団対策法における中止命令でも、同様に解釈されている。なお、中止命令に関して、行政不服審査法に基づく審査請求は可能である。

飯塚委員

直罰とはどのようなことを指すのか。

捜査第四課長

暴力団対策法では、暴力団の不当要求があったときは中止命令という行政命令を発出し、中止命令に違反した場合には懲役刑等の罰則が科せられている。暴力団排除条例の改正では、行政命令を発出することなく、違反行為があった時点で、直接的に罰則を科すことができることとしており、このようなものを直罰と呼んでいる。

井上委員

最近、暴力団は巧妙化しており、元暴力団員や盃を受けていない暴力団員もいる。警察としてどのように暴力団員を把握するのか。

組織犯罪対策局長

ふだんからの情報収集活動等で暴力団員を把握している。あえて暴力団員であることを隠して活動している者もいるが、網から漏らさないよう情報収集をしっかりと行い、暴力団員を確実に把握することによって、行政命令や条例を適切に適用できると考えている。

宮崎委員

- 1 同様の条例を設けている他県の状況について伺いたい。
- 2 大宮駅周辺地域において活動している組織数や組員数について伺いたい。

組織犯罪対策局長

- 1 他の自治体でも効果的に運用されており、検挙例も全国で多数認められる。愛知県警では今年9月に指定暴力団六代目山口組の中心的組織である三代目弘道会の会長等をこの暴力団排除特別強化地域による規制と同様の規定により逮捕している。
- 2 県内組織全体の勢力については公表しているが、暴力団対策の推進上、事務所数や人員等の詳細な数は公表していない。なお、大宮駅周辺においては、一次組織である指定暴力団住吉会の二次組織、三次組織等が活動していると把握している。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（防災における新技術の活用について）】

飯塚委員

- 1 最近、ドローンが様々な分野で活用されている一方、事故も起こっている。今年の9月に本庄市児玉町で橋りょうの点検調査中にドローンによる事故でけが人が出たと聞いているが、その詳細について伺いたい。
- 2 11月21日と25日の新聞記事に、県が「災害対策建設協会JAPAN47」とドローン活用に関する「災害時の応援に関する協定」を締結したとあったが、どのような内容なのか。
- 3 ドローンの活用について県内市町村の取組はどうなっているのか。
- 4 ドローンの活用に関して、県は市町村とどのように連携し支援を行っているのか。
- 5 今後、被害調査以外でどのようなドローンの活用が期待できると考えているのか。

消防防災課長

- 1 平成29年9月8日午前11時頃、本庄市児玉町の県道長瀬児玉線秋平橋の点検作業の一環でドローンを実験飛行させていたところ、強風にあおられたドローンが近くにいた男性スタッフに接触し、軽傷を負わせたというものである。
- 2 平成29年11月に協定を締結した。協定の内容は、災害発生時に同協会がドローンと操縦者を災害現場に派遣し空撮による被害調査を行うものである。同協会には県内の19社が加盟しているので、災害現場に近い会員による迅速な対応が可能となる。
- 3 5つの市町でドローンを所有している。協定としては9つの市町が10団体と締結している。また、4つの消防本部でドローンを配備している。
- 4 災害対策建設協会JAPAN47のほか、埼玉県測量設計業協会ともドローンによる情報収集に関する協定を締結している。この協定については市町村との会議の場で情報提供している。協定を活用して市町村が必要とする情報を集めるなど、県と市町村とで連携して迅速な情報収集に努めていきたい。
- 5 例えば、大雪などで孤立した世帯が発生した場合に、医薬品や食料品、携帯電話などの通信機器を緊急的に運搬するなどの活用方法が考えられる。また、ドローンにスピーカーを搭載して、避難者や帰宅困難者に情報を伝達するなどの活用方法も考えられる。

飯塚委員

12月16日の新聞に、国が18政令市にドローンを貸与するという記事があった。警察や消防でも所有して、災害活動などに生かしていくべきだと思うが、警察や消防本部などとはすぐに連携できる体制になっているのか。

消防防災課長

さいたま市が既に国からドローンの貸与を受けており、実際に災害活動に生かしている。全ての市町村や消防本部で所有するのが望ましいかもしれないが、すぐに配備するのは難しい。県では、災害対策建設協会JAPAN47や埼玉県測量設計業協会と協定を結んでいるので、市町村の要請により被害調査を行わせることで市町村を支援することも可能である。ドローンの活用について、市町村の防災担当課長を集めた会議の場などで情報提供するとともに、県が締結した協定を活用するなど連携していきたい。

板橋委員

1 1月21日に秩父市で発生した林野火災の原因と今後の対策について伺いたい。

消防防災課長

秩父市大滝の東京大学演習林内で発生した。火災の原因は、ドローンが立木と衝突した際、ドローン本体からバッテリーが外れて落下し、それが発火したことによるものである。秩父消防本部が現場検証の際に、原因者に対して、ドローン操縦やその危険性についてしっかりと注意喚起した。県では、各消防本部に対してドローンの運用や火災予防に関する通知を出し注意喚起を行った。

板橋委員

ドローンの操縦のためのライセンスは10時間で取得可能と聞いた。ドローンは風や気象条件に影響されるため、安全対策としては操縦者の技術が問題となる。規制が必要と考えるがどうか。

消防防災課長

飛行空域が高さ150メートル以上の場合や、人口の密集度が高い地域などでは国土交通省の許可が必要となる。また、夜間やイベント上空などでフライトさせる場合は国土交通省の承認が必要となる。許可や承認の際、操縦者本人が10時間以上の飛行経歴、法令や気象等の知識、点検・操縦の能力等を申請書に記載をすることになっている。

なお、現在、危険な飛行をするドローンを取り締まる権限を自治体に与えることについて、国土交通省が検討していると聞いている。

板橋委員

バーチャルリアリティー機能付きのカメラで、煙なども立体に見えるものがある。防災学習センターでシミュレーターとして利用してもよいと思うが、バーチャルリアリティーの活用状況はどうなっているのか。また、消防本部などで訓練には活用できないのか。

危機管理課長

防災学習センターでは、出前講座等の啓発活動用としてビル火災が発生した際の避難体験ができるバーチャルリアリティー機器をレンタルしており、火災現場における煙の怖さを県民の方々に体験していただいている。

消防防災課長

火災現場をバーチャルリアリティーで再現し、訓練に利用できるような研究も行われていると聞いているので、情報を集めていきたい。

木下委員

- 1 新技術の活用について、組織としてどのような体制で取り組んでいるのか。専任職員の配置や会議体などを設置して検討しているのか。
- 2 I o T、A I、ビッグデータなどの新技術に対してはどのような認識を持っているのか。新技術に関しては実証実験などを進め早く現場で活用することが重要であると考えがどうか。

消防防災課長

- 1 現在、職員が新技術の展示会やセミナーに参加して情報収集し、部内で情報共有を図っている。また、日頃から防災科学技術研究所などと新技術の開発状況や課題などの意見交換を行っている。市町村や関係機関などによる会議体の設置についても今後検討していきたい。
- 2 迅速な被害情報の把握と災害対応業務の負担軽減のための新技術活用について、防災科学技術研究所と意見交換している状況である。また、迅速な被害情報の把握のための新技術活用については、行政が把握していないSNSの情報を要約して活用する技術を来年度の図上訓練で実証実験を実施できないか検討している。

木下委員

そのような職員は各課に配置されているのか。また、どのような役目を担っているのか。

消防防災課長

各課に1名配置されているわけではない。

危機管理防災部長

AIやIoTなどの新技術を防災に活用することができれば、防災力が飛躍的に向上するであろうと思っている。そこで、私自身が職員に特命事項として、新技術活用に関する情報収集を命令し展示会等に行ってもらっている。